

瀬戸市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月28日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第7号

瀬戸市市税条例等の一部を改正する条例

(瀬戸市市税条例の一部改正)

第1条 瀬戸市市税条例(昭和40年瀬戸市条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(身体障害者等に対する種別割の減免)</p> <p>第90条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。</p> <p>(1) <u>身体に障害を有し歩行が困難な者</u>(以下この条において「<u>身体障害者</u>」という。)又は<u>精神障害若しくは知的障害を有し歩行が困難な者</u>(以下この号において「<u>精神障害者等</u>」という。)が所有する軽自動車等(身体障害者で年齢18歳未満のもの又は<u>精神障害者等</u>と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。)で、当該<u>身体障害者</u>、<u>当該精神障害者等</u>、<u>当該身体障害者若しくは精神障害者等</u>(以下この条において「<u>身体障害者等</u>」という。)のために当該<u>身体障害者等</u>と生計を一にする者又は当該<u>身体障害者等</u>(<u>身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。</u>)のために当該<u>身体障害者等</u>(<u>身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。</u>)を常時介護す</p>	<p>(身体障害者等に対する種別割の減免)</p> <p>第90条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。</p> <p>(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者(以下「<u>身体障害者</u>」という。)又は<u>精神に障害を有し歩行が困難な者</u>(以下「<u>精神障害者</u>」という。)が所有する軽自動車等(身体障害者で年齢18歳未満のもの又は<u>精神障害者</u>と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。)で、当該<u>身体障害者</u>、当該<u>身体障害者若しくは精神障害者</u>(以下「<u>身体障害者等</u>」という。)のために当該<u>身体障害者等</u>と生計を一にする者又は当該<u>身体障害者等</u>(<u>身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。</u>)のために当該<u>身体障害者等</u>(<u>身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。</u>)を常時介護する者が運転するもの(1台に限る。)</p>

る者が運転するもの（1台に限る。）

(2) <省略>

2 前項第1号の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対し、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者等又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)から(6)まで <省略>

3及び4 <省略>

附 則

（法人税割の税率の特例）

第23条の2 平成31年10月1日から開始し、平成36年9月30日までの間に終了する各事業年度分の法人税割に対する法人税額に係る

(2) <省略>

2 前項第1号の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対し、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)から(6)まで <省略>

3及び4 <省略>

附 則

（法人税割の税率の特例）

第23条の2 平成26年10月1日から開始し、平成31年9月30日までの間に終了する各事業年度分の法人税割に対する法人税額に係る

法人税割の税率は、第34条の4の規定にかかわらず、100分の8.4とする。 2から6まで <省略>	法人税割の税率は、第34条の4の規定にかかわらず、100分の8.4とする。 2から6まで <省略>
--	--

(瀬戸市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 瀬戸市市税条例の一部を改正する条例（平成29年瀬戸市条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)</p> <p>第15条の3 市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。</p> <p>(1)及び(2) <省略></p> <p>(3) <u>身体に障害を有し歩行が困難な者</u>で規則で定めるもの（以下「<u>身体障害者</u>」という。）又は精神障害若しくは知的障害を有し歩行が困難な者で規則で定めるもの（以下「精神障害者等」という。）が、自ら運転する3輪以上の軽自動車を取得した場合における当該3輪以上の軽自動車の取得</p> <p>(4) 身体障害者のうち特に著しい障害を有する者で規則で定めるもの（以下「<u>重度身体障害者</u>」という。）又は精神障害者等が、当該重度身体障害者又は精神障害者等のために当該重度身体障害者又は精神障害者等と生計を一にする者が運転する3輪以上の軽自動車を取得した場合（重度身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者等と生計を一にする</p>	<p>附 則</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)</p> <p>第15条の3 市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。</p> <p>(1)及び(2) <省略></p> <p>(3) <u>身体障害で規則で定めるもの又は精神障害若しくは知的障害があり、歩行が困難な者</u>で規則で定めるもの（以下「<u>精神障害者等</u>」という。）が、自ら運転する3輪以上の軽自動車を取得した場合における当該3輪以上の軽自動車の取得</p> <p>(4) <u>前号に規定する身体障害者のうち特に著しい障害を有する者</u>で規則で定めるもの（以下「<u>重度身体障害者</u>」という。）又は精神障害者等が、当該重度身体障害者又は精神障害者等のために当該重度身体障害者又は精神障害者等と生計を一にする者が運転する3輪以上の軽自動車を取得した場合（重度身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者等と</p>

<p>者が当該3輪以上の軽自動車を取得した場合を含む。)における当該3輪以上の軽自動車の取得</p> <p>(5) <u>身体障害者又は精神障害者等のみで構成される世帯の重度身体障害者又は精神障害者等が、当該重度身体障害者又は精神障害者等のために当該重度身体障害者又は精神障害者等を常時介護する者（当該重度身体障害者又は精神障害者等と生計を一にする者を除く。）が運転する3輪以上の軽自動車を取得した場合における当該3輪以上の軽自動車の取得</u></p> <p>(6) <u>その構造が専ら身体障害者の利用に供するためのものと認められる3輪以上の軽自動車の取得</u></p> <p>(7) <u>専ら身体障害者が運転するための構造変更がなされた3輪以上の軽自動車の取得</u></p> <p>2 市長は、医療法第31条に規定する公的医療機関の開設者が救急用の3輪以上の軽自動車又はへき地巡回診療の用に供する3輪以上の軽自動車を取得した場合における当該3輪以上の軽自動車の取得に対しては、環境性能割を減免することができる。</p>	<p>生計を一にする者が当該3輪以上の軽自動車を取得した場合を含む。)における当該3輪以上の軽自動車の取得</p> <p>(5) <u>身体障害者で規則で定めるもの又は精神障害者等のみで構成される世帯の重度身体障害者又は精神障害者等が、当該重度身体障害者又は精神障害者等のために当該重度身体障害者又は精神障害者等を常時介護する者（当該重度身体障害者又は精神障害者等と生計を一にする者を除く。）が運転する3輪以上の軽自動車を取得した場合における当該3輪以上の軽自動車の取得</u></p> <p>(6) <u>構造上身体障害者で規則で定めるものの利用に供するものと認められる3輪以上の軽自動車の取得</u></p> <p>(7) <u>専ら身体障害者で規則で定めるものが運転するための構造変更がなされた3輪以上の軽自動車の取得</u></p> <p>2 市長は、医療法(昭和23年法律第205号)第31条に規定する公的医療機関の開設者が救急用の3輪以上の軽自動車又はへき地巡回診療の用に供する3輪以上の軽自動車を取得した場合における当該3輪以上の軽自動車の取得に対しては、環境性能割を減免することができる。</p>
---	--

附 則

この条例中、第1条の規定は平成31年10月1日から、第2条の規定は公布の日から施行する。